

尾道市立大学奨学会規程

平成24年4月1日

奨学会規程第1号

(総則)

第1条 本会は、尾道市立大学奨学会（以下「奨学会」という。）と称する。

第2条 奨学会の事務局は、尾道市立大学事務局内に置く。

第3条 奨学会の業務を行うための資金は、寄付金、償還金、その他支援金による。

(目的)

第4条 奨学会は、経済的事情により修学が困難となった学生に対する支援を目的とする。

(業務内容)

第5条 奨学会は、尾道市立大学の学生に対する奨学金の貸与と、それに伴う業務を遂行する。

(奨学生の選定)

第6条 奨学生の選定は、経済的事情、学業、その他諸事情を考慮して行う。

(選考の時期)

第7条 奨学生の選考は、申請に基づき、随時行うものとする。

(申請の手続き)

第8条 奨学金の貸与を希望する者は、所定の願書に必要事項を記入し、指導教員の承認を経て会長に提出しなければならない。

(返済の義務)

第9条 奨学金の貸与が終了したときは、所定の奨学金借用証書を会長に提出し、別に定める方法により返還しなければならない。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 委員長 1人
- (3) 委員 若干人

(会長)

第11条 会長は、尾道市立大学長を充てる。

(委員長及び委員の任命と任期)

第12条 委員長及び委員は、会長が任命し、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 任期が満了しても、新役員が就任するまでは、その職務を遂行することとする。

(会長の任務及び代行)

第13条 会長は、奨学会を代表し、その業務を統括する。

2 会長に事故のあるときは、委員長がその職務を代行する。

(委員長の任務)

第14条 委員長は、会長の命ずるところによって事務を処理する。

(委員の任務)

第15条 委員は、奨学会の適切な運営につとめる。

(委員会の招集)

第16条 委員長は、委員会を招集し、議長としてその議事を進行する。

(委員会の成立・決定)

第17条 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の業務)

第18条 委員会は、次の事項を遂行し、適宜尾道市立大学教授会に報告する。

- (1) 貸与者及び貸与期間の決定に関する事。
- (2) 歳入・歳出の予算及び決算に関する事。
- (3) 奨学金の返還に関する事。
- (4) 財産の管理に関する事。
- (5) その他必要と認められる事。

(会計年度)

第19条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規程の改正)

第20条 この規程の改正は、公立大学法人尾道市立大学教育研究審議会で協議し、決定する。

(規程の細則)

第21条 この規程の施行に関する細則は、委員会で別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。